

## 野村 MRF 累積投資約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様とスターツ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における、野村アセット・マネジメント株式会社の野村 MRF（マネー・リザーブ・ファンド、以下「MRF」といいます。）累積投資に関する取扱いについて定めたものです。

当社は、この約款に従って、MRF 累積投資の委任に関する契約をお客様と締結します。

### (申込方法)

第2条 お客様は、インターネットに必要事項をご入力或いは当社所定の申込書に必要事項をご記入（当社が別途定めるお客様の場合は、署名捺印が必要となる場合があります。）のうえ、必要書類と共にこれを送信又は提出することによって申し込むものとします。

尚、この契約は個人のお客様に限ります。

2 契約が締結されたときは、当社は直ちに MRF 累積投資口座を設けます。

### (金銭の払い込み)

第3条 お客様は、MRF の取得に充てるため、1回の払い込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を当社所定の方法によりその口座に払い込むことができます。

2 お客様からのお申し出がない限り、お客様に対する有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものの支払いがあった場合には、MRF の取得の申込みがあったものとします。

3 お客様が、有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合において、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上あるときは、特にお申し出がない限り、当該入金をもって、MRF の取得の申込みがあったものとします。

### (取得の時期及び価額)

第4条 当社は、お客様から取得の申込みがあった日の翌営業日に、MRF をお客様に代わって取得します。

2 お客様から事前のお申し出があった場合に、営業日当日の正午までに入金を確認することができ、かつ、お客様の口座への処理を完了させることができた場合に限り、お客様に代わり入金日当日に MRF を取得します。

3 第1項及び第2項の取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。

4 入金日の「翌営業日の前日」の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、本条第1項から第3項にかかわらず、入金日の翌営業日以降、最初に取得に係る基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に MRF を取得します。

- 5 取得された MRF の所有権並びにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

(果実の再投資)

第5条 MRF の果実は、前月最終営業日（その翌日以降に取得した場合には、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に、お客様に代わって当社が受領し、お客様の証券総合サービス口座に繰り入れ、その全額をもって、当月最終営業日の前日の基準価額において、お客様にかわって MRF を取得します。

- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額（1 口＝1 円）を下回ったときは、前項の規定に係らず、最終営業日以降、最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の 1 口の元本価額（1 口＝1 円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MRF を申込者に代わって取得します。

(返還)

第6条 お客様は、自己の所有する MRF を解約請求の方法により、当社に返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかる MRF については、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に換えさせていただきます。

- 2 当社が相応の事由があると認めた場合、前項の返還方法の他、買取請求の方法により金銭の返還を受けることができます。
- 3 この場合、当該請求にかかる MRF については、買取請求日前日の基準価額をもって当該 MRF を買取り、以下に定める買取りによる返還金額の引渡しをもって返還に換えさせていただきます。

※ 買取りによる返還金額＝（買取請求日前日の基準価額×買取口数）

- 4 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。

但し、前条に基づき最終営業日に元本に組入れられた再投資口数に相当する部分については、当該最終営業日の翌営業日以降返還請求を行えるものとします。

(キャッシング：即日引出)

第7条 前条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

尚、その都度のキャッシング利用申込書の提出は不要とします。

- (1) 当社は、MRF の残高に基づき計算した返還可能額又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MRF を担保に金銭を貸出すことができます。

但し、お客様の取引状況等により、貸出しを行わない場合もあります。

尚、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

※ 返還可能金額＝返還請求日における請求者の所有口数×返還請求日前日の基準価額

(2) 前号のキャッシング貸出日には、当社は、当該貸出しの担保として、当該申込日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸し出しによる金額に相当するMRFについて、質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。

(3) 前号の返還請求手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出元本残高全額の返済にあてます。

当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの分配金より源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらいます。

※ 貸出し金利＝「返還される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの分配金累計額(A)」－「源泉税相当額[(A)×(所得税率+住民税率)]」

尚、当該貸出金利に相当する果実の明細は返還請求者にはお知らせしません。

(4) 当社は、本条の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、本条の返還請求手続に基づく金銭とキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、請求できるものとします。

(解約)

第8条 この契約は、証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から解約のお申し出があったとき
- (2) 当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
- (3) MRFが償還されたとき
- (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 この契約が解約されたときは、当社は遅滞なくMRF元本及び分配金を第6条に準じて返還します。

(報告)

第9条 お客様へのMRFの取引に係る報告は、取引残高報告書を通じて行います。

(届出事項の変更)

第10条 お客様が、届出事項を変更されるときは、証券総合サービス口座約款の規定に基づき、お手続きください。

(その他)

第11条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては利子その他いかなる名目によっても対価をお支払い致しません。

2 当社は、証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社所定の手続きを経て MRF 又は果実を返還した場合
- (2) 当社所定の手続きにより返還のお申し出がなかったためにこの契約に基づく MRF 又は果実を返還しなかった場合
- (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく MRF の取得若しくは MRF 又は果実の返還が遅延した場合

(合意管轄)

第12条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。

改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

#### 附則

2000年8月1日	制定
2005年10月1日	施行
2007年9月30日	施行(2007年8月1日改正)
2010年7月1日	施行
2012年1月1日	施行
2013年9月6日	施行
2015年12月14日	施行
2017年1月1日	施行
2019年3月1日	施行
2021年6月21日	施行